

別表3 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

【モデル建物法】

(単位：円、税抜金額)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
2,000 未満	180,000	150,000	120,000
2,000～4,000 未満	210,000	170,000	140,000
4,000～5,000 未満	250,000	190,000	150,000
5,000～10,000 未満	300,000	230,000	170,000
10,000～20,000 未満	350,000	280,000	200,000
20,000～50,000 未満	400,000	340,000	250,000
50,000～100,000 未満	490,000	400,000	300,000
100,000～200,000 未満	650,000	500,000	380,000
200,000～	900,000	600,000	480,000

【標準入力法 (主要室入力法を含む)】

(単位：円、税抜金額)

延べ面積 (㎡)	用途分類 (別表4による)		
	A種	B種	C種
2,000 未満	400,000	300,000	260,000
2,000～4,000 未満	450,000	320,000	270,000
4,000～5,000 未満	480,000	330,000	290,000
5,000～10,000 未満	550,000	400,000	340,000
10,000～20,000 未満	650,000	450,000	400,000
20,000～50,000 未満	800,000	630,000	530,000
50,000～100,000 未満	1,300,000	900,000	750,000
100,000～200,000 未満	1,700,000	1,200,000	1,000,000
200,000～	2,300,000	1,500,000	1,300,000

別表3の注意事項

- ①A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ②表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ③一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ④一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
 - ・A種が含まれるときはA種
 - ・A種がなくB種が含まれるときはB種ただし、上記適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は、別途判断する。
- ⑤複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、非住宅部分により料金を算定する。なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書送付等の事務手数料として10,000円×送付対象棟数を徴収する。
- ⑥計画変更の料金は、当初適用された料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は上記の表の料金とする。
 - ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更など計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑦軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は、当初料金の10分の5の額とする。ただし、次の場合は上記の表の料金とする。
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑧増改築の場合は、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- ⑨当機関が指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、料金表の金額より2,000円を減額する。
- ⑩上記の表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積とする。

別表4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする

分類	適合性判定の対象となる建築物の 確認申請書第四面に記載される用途	用途区分 コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチェング練習場	08370
	体育館又はスポーツ練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
ダンスホール	08590	
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110

B種	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、はちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75Kw 以下のものに限る）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75Kw 以下のものに限る）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
料理店	08570	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	

C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990